平成２８年（フ）第５３号
佐賀県杵島郡江北町大字下小田190番地
債務者　山中裕喜子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５５号
佐賀県鹿島市浜町580番地
債務者　川口　武司
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６３号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2300番地11、前住所佐賀県杵島郡大町町大字福母2778番地
債務者　山下　健次
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０３号
大分県別府市大字別府3337番地　山の手ビル103号
債務者　河野　　猛
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
宮崎県日南市南郷町中村乙3949番地61　栄松Ｂ団地403号
債務者　福本　麻美（旧姓宮野）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目32番５号（サンバード明和ビル302号）
債務者　青木　景子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市樋之口町12番12号（ルナ10301号）
債務者　前田美和子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬大熊町29番地17
債務者　村井さや子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１１７号
沖縄県南城市大里字稲嶺2234番地28　Ｊ－９
債務者　伊集利枝子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３３号
秋田市新屋比内町７番２号　市営住宅11－203号
債務者　石﨑　史也
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５８号
京都市左京区岩倉中在地町95番地の１
債務者　西井　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番２－903号、前住所兵庫県西宮市川西町７番42－107号
債務者　植松　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾729番地１　エクセル・パレス　103
債務者　中田　亮介
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地(26－403)
債務者　國森　　実
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
広島県呉市東中央４丁目５番９号　103号室
債務者　大平　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２０号
北海道美唄市東４条北８丁目５番４－５号
債務者　高田　曜爾
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２５号
宮城県栗原市一迫柳目字曽根308番地１　市営北河原住宅Ｄ－２号
債務者　小山　秀男
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係